

保護者の皆様並びに生徒の皆さんへ

令和5年5月10日

東京家政学院中学・高等学校

校長 佐野金吾

新型コロナウイルスによる感染症に関するお知らせ

このたび新型コロナウイルスによる感染症に関しては「新型コロナウイルスによる感染症の感染の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」上の位置づけが変更された(令和5年5月8日施行)ことに伴い学校保健安全法施行規則の規定が一部改正されました。このことに係わり新型コロナウイルスによる感染症に係わる出席停止の期間の基準等の設定も下記のように改正されましたのでお知らせします。

なお、新型コロナウイルスによる感染症は未だ収束はしていません。収束するまでの間は感染予防には十分な配慮を必要としますので、各家庭におきましても感染予防についての具体策に関して十分な話し合いを行って下さい。また、発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合には自宅で休養することが重要です。

記

1、出席停止の期間の基準

新型コロナウイルスによる感染症に感染した場合の出席停止の期間は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とする(「学校保健安全法施行規則」第十九条)。なお、出席停止の場合には「経過報告書」の提出をお願いすることになります。

2、濃厚接触者の出席停止について

法の改正に伴い、濃厚接触者としての特定は行われないことになりました。なお、このことに関して「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)(令和5年4月28日)」(文部科学省初等中等教育局長藤原彰夫)の留意事項には、「同居している家族が新型コロナウイルスによる感染症に感染した児童生徒、学校で新型コロナウイルスによる感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルスによる感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと」と示しています。

以上